

# 産業用機械等レンタル（賃貸借）約款

## 第1条（総則）

本レンタル約款は、鈴木機工株式会社（以下「賃貸人」という）とお客様（以下「賃借人」という）の間の産業用機械等の動産（以下「レンタル物件」という）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用される。

## 第2条（本約款の個別契約への適用）

本約款は、別途当事者間に特約のない限り、賃貸人と賃借人間に結ばれる一切の個別契約に適用される。

## 第3条（権利リンタルの申し込み）

本約款に基づき、賃借人は賃貸人と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうえ、レンタル契約を申し込む。

## 第4条（個別契約の成立）

個々のレンタル契約は、賃借人が前第3条にしたがって申し込み（口頭による場合を含む）、賃貸人の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という）。

但し、賃借人の工事現場責任者またはその代理人による申し込みによっても成立する。

## 第5条（レンタル期間）

(1) レンタル期間は、原則として物件を賃貸人の指定場所から出荷した日より、賃貸人の指定場所へ返還した日迄とする。

(2) 賃借人が、レンタル期間の短縮、または延長を申し出て、賃貸人がそれを認めたときは、この期間及びレンタル料金については別途協議する。

## 第6条（レンタル料金）

(1) 賃借人は賃貸人に對し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、別に支払の条件について取り決めによる特約がない場合に適用される。

(2) 賃借人が、前項の期日に代金を完済しないときは、完済まで日歩8錢の割による損害金を支払うものとする。

## 第7条（レンタル物件の引渡し）

(1) 賃貸人の物件引渡しは原則として賃貸人の指定場所で、賃借人又は賃借人の指定する工事現場責任者・代理人、あるいは運送委託人にして行う。

(2) 賃借人は、物件の引渡しを受けると同時に、借用証、あるいは受領書を賃貸人に交付する。

(3) 組立・搬入・あるいは解体作業をともなう物件と引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日及び返還条件を定める。

(4) 物件の搬出人・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、賃借人、または賃借人の手配による場合は賃借人の責任とし、賃貸人、または賃貸人の手配による場合は賃貸人の責任とする。

## 第8条（保証金）

賃借人は契約成立と同時に、賃貸人の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金または賃貸人の認められるそれに代わるもので賃貸人に支払う。この保証金は契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該契約終了時に清算する。但し、この保証金に利息はつけない。

## 第9条（物件の検査）

賃借人は、物件受領後、ただちに賃貸人の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検査をし、物件に異常がないことを確認する。もしも、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに賃貸人に連絡する。賃貸人が、賃借人に連絡を受けたときは、その責任においてみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引渡す。

## 第10条（物件の保守管理）

(1) 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常に正常の状態で維持管理する。その為の費用は特約のない限り、賃借人が負担する。

(2) 月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、賃借人の責任と負担でこれをを行う。

(3) 賃借人の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、第12条(1)の場合を除き賃貸人の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引渡す。

(4) 賃借人がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

## 第11条（物件の検査）

賃貸人は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

## 第12条（物件についての損害賠償）

(1) 物件が、天災地変、その他賃借人賃貸人いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、賃借人賃貸人が協議して定める。

(2) 物件が、賃借人の使用方法・取り扱いの不備などにより損失した場合は、修理費及び修理期間に相応したレンタル料金を補償金として賃借人は賃貸人に払う。

(3) 賃借人の過失により物件が盗難にあつたり、滅失した場合、賃借人は物件の再調達額を賃貸人に支払うか同じ同等品を賃貸人に返却する。

## 第13条（損害賠償）

賃借人が賃貸人の物件の保管・使用に起因して（但し、賃貸人の整備不良などの賃貸人の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人・物的損害が発生した場合は、賃借人の責任においてみやかに損害の程度に応じる額を当該第三者に賠償金として払う。但し、賃貸人があらかじめ賠償責任保険を付している事例について賃貸人が保険金を受け取った場合は、その保険受取額を限度とし、賃貸人は賃借人に交付することができる。

## 第14条（禁止事項）

賃借人は賃貸人の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。

2. 物件の改造、あるいは性質・機能の変更すること。

3. 物件を本来の用途以外に使用すること。

4. 物件を当初預け入れた場所よりも移動させること。

5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。

6. 物件について質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。

7. 物件に表示された所有者の表示や標識を、賃貸人の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

## 第15条（通知義務）

賃借人、賃貸人は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 賃借人は、物件について盗難・滅失あるいは、毀損などが生じた時。

2. 住所を移転した時。

3. 代表者を変更した時。

4. 事業内容に重要な変更があった時。

5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があった時。

## 第16条（個別契約満了時の処理と物件の返還）

(1) 個別契約期間満了時、又は期限前であっても第17条により賃貸人から物件返還の請求があった時は、賃借人はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。賃貸人は物件の返還を受け取ると同時に賃借人に受領書を公布する。

(2) 返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として賃借人の負担とする。

(3) 物件の返還は、賃借人賃貸人双方立会いのうえ、行うこととする。但し、賃借人が立ち会うことができない場合は、賃借人の検査をもって有効とする。

(4) 賃借人は物件を返還する際は、それが賃借人の使用方法、取り扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第12条(2)項の定めに従い、賃借人の負担において物件を原状に復して返還するか、またはその費用を賃貸人に支払う。

(5) 賃借人は、事由の如何を問わず物件につき留置権並びに同時履行抗弁権を行使しない。

## 第17条（契約の解除）

下記の場合、賃借人または賃貸人は本契約及び個別契約を解除することができる。

(1) 賃借人または賃貸人が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。

(2) 賃借人が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。

(3) 賃借人が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。

(4) 賃借人または賃貸人が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡済分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・和議・会社整理・会社更生・民事再生手続きの申し立てをしたとき。

(5) 賃貸人の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

## 第18条（契約の解消時の処置）

前項の規定により、本契約及び個別契約が解消された場合には、賃貸人はただちに物件を引き取るものとし、その引取りに要する費用は賃借人が負担するとともに、賃貸人の取引に対して賃借人は賃貸人に協力しなければならない。

## 第19条（中途解約）

(1) 個別契約期間中ににおける中途解約は原則として認められない。但し、賃借人が特別の事由により、期間満了前に申し出し、賃貸人がこれを認めた場合はこの限りではない。

(2) 前項において、解約が認められた場合、賃借人はただちに第16条の規定に基づく手続きを履行する

## 第20条（賠償金・害金）

本契約および別契約が第17条および第19条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても賃借人はあらかじめ特約した損害金を支払う。但し、特約のない場合は賃借人賃貸人協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

## 第21条（代物弁済予約）

賃借人は、賃貸人にに対して、第17条に基づき賃貸人が賃借人ととの本契約および個別契約を解除したときに、賃借人が、賃借人の所有する産業用機械、什器備品等のうち賃貸人が任意に指定する物品につき、賃貸人が引き揚げてこれを換出し、賃借人賃貸人にに対する負担するレンタル料金、修繕費、解約損害金その他一切の債務の支払いに充てることをあらかじめ承諾し、これに対して異議を申し述べない。

## 第22条（相殺）

賃貸人は、約款及び細則に基づき賃借人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつても相殺することができるものとする。

## 第23条（秘密の保持）

賃貸人はこの契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術及び賃借人の営業上秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らさないようにさせなければならない。

また、賃借人の使用者などにこれららの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

## 第24条（約款および細則）

(1) 賃貸人は、予告なく約款および細則を改訂し、または約款の細則を別に定めることができるものとする。

(2) 賃貸人は、約款および細則を改訂したまでは別に定めたときは、賃貸人の営業所内に掲示するとともに、賃貸人の発行するパンフレット、ちらしおよびホームページにこれを記載するものとする。これを変更したときも同様とする。

## 第25条（特約条項）

レンタル契約について、別途書面により特約する場合は、賃貸人指定の「産業用機械等レンタル（賃貸借）基本契約書」にて契約を行うこととする。

## 第26条（補則）

本約款に定めなき事項については、賃借人賃貸人は誠意をもって協議し処理する。

## 第27条（付則）

本約款は、2010年4月1日以降に締結されるレンタル契約について適用される。

## 【個人情報に関する条項】

### 第1条

個人の賃借人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。

#### （個人情報の利用目的）

賃借人は、賃借人の個人情報をすべて以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、賃借人はこれに同意します。

(1) 産業用機械等のレンタル・販売、各種サービスの提供などの賃貸人の事業につき、賃借人からの申込、賃借人への賃貸人の提案など当事者の商談に当たり、適切な対応を行うため。

(2) 産業用機械等のレンタル・販売、各種サービスの提供などの取引の審査を行うため、ならびに賃借人の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。

(3) 賃借人との契約につき、賃貸人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。

(4) 賃貸人から、賃貸人および弊社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。

(5) 賃借人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる賃借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。

### 第2条

賃借人の指定する場所等の情報に個人情報が含まれる場合、賃借人は、かかる個人情報の賃貸人への開示および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。